

熊本市自治基本条例の一部改正（素案）について

自治基本条例第 42 条の規定に基づき、社会情勢等の変化などを踏まえた条例の見直しについて熊本市自治推進委員会において検討を行ってきた。委員会からの答申及び庁内における検討結果を踏まえ、条例改正案（素案）を作成したものの。

1 第 2 条第 2 号の「市民」の定義において、各要件のいずれかに該当すれば、「市民」には外国の国籍を持っている方も含むということを明示する。

変 更 後	変 更 前
（定義） 第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。 (1) （省略） (2) 市民 次のいずれかに該当するもの <u>（外国の国籍を有する者を含む。）</u> をいいます。 ア 住民 イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者 ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体（以下「事業者、地域団体、市民活動団体等」といいます。）	（定義） 第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。 (1) （省略） (2) 市民 次のいずれかに該当するもの _____ をいいます。 ア 住民 イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者 ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体（以下「事業者、地域団体、市民活動団体等」といいます。）

<改正理由>

- ・今後の増加が見込まれる外国人住民にも「市民の一員である」という意識を持ってもらうため。

2 第 27 条第 2 項の「男女が」の表記について、「性別」に限らず、個人の属性に起因した参画の程度の差を抑える表現へと変更する。

変 更 後	変 更 前
（参画の原則） 第 27 条 （省略） 2 参画による市政・まちづくりは、<u>地域社会を構成する多様な市民が</u>共同して取り組みます。	（参画の原則） 第 27 条 （省略） 2 参画による市政・まちづくりは、<u>男女が</u> _____ 共同して取り組みます。

<改正理由>

- ・「性別」に着目した文言ではなく、性の多様性に配慮した表現とするため。
- ・性的少数者だけでなく、外国人や障がい者、未成年者等の参画が比較的難しいとされる方々も参画に取り組む主体であるということを示すため。

3 第32条第1項に身近な地域の課題の具体例を加える。

変 更 後	変 更 前
(地域コミュニティ活動) 第32条 市民は、市民相互の協働により、 <u>防災、福祉、環境等</u> の身近な地域の課題を解決していくとともに、社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域のコミュニティ活動(以下「地域コミュニティ活動」といいます。)を推進するよう努めます。	(地域コミュニティ活動) 第32条 市民は、市民相互の協働により、_____身近な地域の課題を解決していくとともに、社会を多様に支え合う自主的で自立的な地域のコミュニティ活動(以下「地域コミュニティ活動」といいます。)を推進するよう努めます。

<改正理由>

- ・身近な地域の課題が多様化・複雑化しているなかで、地域課題の具体例を記載し、市民が協力して取り組む地域課題をイメージしやすくすることにより、地域コミュニティ活動の推進を図るため。
- ・地域課題の具体例に「防災」を加えることで、「共助」の取組を推進するため。

4 第32条第2項に多文化共生社会を推進する文言を加える。

変 更 後	変 更 前
(地域コミュニティ活動) 第32条 (省略) 2 市民は、地域コミュニティ活動を行うに当たっては、思いやりとふれあいのある住みよい地域となるよう、自らの役割を自覚 <u>するとともに、多様な文化的背景を踏まえつつ、</u> 互いを十分に尊重しながら進めることとします。	(地域コミュニティ活動) 第32条 (省略) 2 市民は、地域コミュニティ活動を行うに当たっては、思いやりとふれあいのある住みよい地域となるよう、自らの役割を自覚し、_____互いを十分に尊重しながら進めることとします。

<改正理由>

- ・市民が地域コミュニティ活動を行う際には、「多文化共生」の概念を持って互いを十分に尊重しながら協力し合うことが必要であるため。

5 第36条の2第1項に、災害等への備えに関する「自助」、「共助」の取組の具体例を加える。

変 更 後	変 更 前
(危機管理) 第36条の2 市民は、日頃から<u>一人ひとりが</u>災害等の発生に備え、<u>物資等の備蓄や近隣の者との協力関係の構築に努め</u>るとともに、災害等の発生時には、相互に助け合うよう努めます。	(危機管理) 第36条の2 市民は、日頃から_____災害等の発生に備え_____るとともに、災害等の発生時には、相互に助け合うよう努めます。

<改正理由>

- ・災害等の発生に対する日頃からの備えについて、「自助」、「共助」の具体例をどちらも記載することにより、その両方について努めて取り組む必要があることを示すため。

※変更前の条文においては、災害等の発生に対する日頃からの備えを「自助」、「共助」いずれか一方の取組のみによるものと誤解を招くおそれがある。

○これまでの審議経緯及び今後のスケジュール

- ・ R3.6.2 …………… 令和3年度自治基本条例庁内推進会議
- ・ R3.6 …………… 庁内意見照会
- ・ R3.7～R3.8 …… 市民アンケート実施
- ・ R3.12.21 …… 第1回自治推進委員会
- ・ R4.4.20 …… 第2回自治推進委員会
- ・ R4.6 …………… 令和4年第2回定例会 委員会説明（進捗報告）
- ・ R4.6.30 …… 第3回自治推進委員会
- ・ R4.9.29 …… 第4回自治推進委員会
- ・ R4.10.14 …… 自治推進委員会から市長への答申
- ・ R4.10.26 …… 令和4年度自治基本条例庁内推進会議
- ・ R4.11.15 …… 政策調整会議
- ・ R4.11.28 …… 政策会議
- ・ R4.12 …………… 令和4年第4回定例会 委員会説明（素案）
- ・ R4.12～R5.1 …… パブリックコメント実施
- ・ R5.2 …………… 令和5年第1回定例会 議会上程（改正案）
- ・ R5.4 …………… 改正条例施行